

ときには、すぐに対応しようとする態勢が本人にもてまうんじゃないかと。こういう人が百人一千人とふえていけば、私は当然、ドライバーでもスピードを出そうと思っても、やはり自重もするだろうし、いついかなるときでも対応をしようという自覚も持つだろうし、私はそういうものの全国的な広がりが必要だと思います。これはお金がそんなにかかるわけでもありませんし、安全協会にいらすと毎年補助金等が出されておりますが、これは福生市独自でもやはりその優良ドライバーの中から一人一人、こういう要望があれば、こういう人にも教育をしていく方法、そういう考えをぜひ私は、そうすることが一つの社会の連帯感を強めていく方向にいくんではないかと、こういうふうに考えて提案したわけですが、説明によりますと、何か「生兵法はけかのもと」みたいな感じの答弁がちょっとあったような感じで、確かに専門家ではありませんので、応急的なそういう救出救護員の養成というものを、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。もう一度答弁をしていただきたいと思います。

○教育次長（八木房雄君）

お答えさせていただきます。お答えさせていただきます。まず第一点目の、宅配の関係の調査をしたことがあるかどうか、というふう

な御質問でございますが、私どもの知っている範囲でございますが、宅配をしている市が四市でございます。三鷹市、小金井市、国立市と田無市で四市でございます。その取り扱い件数は、年間百二十件ぐらいというふうに伺っております。また、郵送で実施している市が二市でございます。武蔵野市と東村山市ということでございます。平均四百二十件ぐらいの取り扱いをしていて、というふうな調査をしております。

それから、図書館の関係の閉館時間の延長で、市民からの要望をどういうふうに検討して受け止めておるかというふうな関係でございますが、実は御案内のとおり、私どもの図書館も五十四年に開館して以来、非常な利用者がおりました。五十六年度の実績によりますと、その利用率は二十五万八千余人、利用者の数は、そういうふうな大勢の方々が御利用になっております。それからまた、冊数でございますが、三十二万余冊というふうな冊数でございます。そして、それからまた、一日の最高の利用者数は、約一千四百人と。それから冊数にしますと二千九百冊でございます。また、一日平均では一千二百冊を扱っているわけでございますが、これらを中央図書館で十人の、館長

以下九人の職員が、非常に努力をしてやっておる関係でございます。現在の受け付けの、ブラウザ方式と申しますが、受け付けでいちいち貸し出す本を記入してそれで貸し出すという方法では、限度に来てしまっているというのが状況でございます。利用者に大変迷惑をかけているというのが状況でございます。私、これを一刻も早く解決をしたいというふうな状況でございますので、私も電算化ということで計画をいたしました。利用者にも迷惑をかけないようというところで、現在その作業と言いますか、入力作業の実施の検討をして、段階でございます。なかなか手が回らないというのが現状でございます。非常に財政の方も硬直化しております。人員というのに限りますと、他市の平均を見ますと、同じくらの図書館数でございますと、十八人ぐらいおるという状況でございます。私も十人でそれを、職員が何とかかんばっているという状況でございます。その辺のところを御理解いただいております。電算化に伴いまして、なお冊数も中央図書館では十五万冊を目標に努力をしております。したがって、それらの増書をいたしました。市民に利用していただくというふうな関係でございますので、そんな点で整理をいたしました。

また、市民のサービスを、電算化によって少しでも浮かしてサービスの方に向かってまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつ御理解を賜うたいと、大変恐縮に存じますが、そのようにお願いしたいと思っております。

なお、運営規則の関係でございますが、第五条関係のお話だと思いますが、委員会が必要だと認めるときは、臨時に、これを変更することかできるというふうには載っておりますが、いままでは一回もそういってあれはございせんが、運営上、重大な支障を来した場合には、こういうことを変更せざるを得ないというふうに考えておりますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

○市民部長（井上久男君） それでは、防災関係につきまして御答弁申し上げます。

まず一点目の未組織町会への見通しと言いますか、状況と対策というものの御質問でございますが、先ほど申し上げたように、十四町会ばかりまだ未組織でございますので、これにつきましては、できるだけ早い機会に、こういうようなものを結成していただきたいと、あくまで、これは、市が直接、組織づくりという

ことでは指導は行っておりませんが、あくまでも自主防災組織というこのために
てまえをとりたいと思っておりますので、その辺のところをひとつ御理解をいた
だきたいと思っております。

それから二点目の、救護所の数が少な過ぎるんじゃないかという御質問
と同時に、いまだ具体的な内容というふうなことの御質問でございますが、こ
れにつきましては、先ほど市長が申し上げましたように、市の中の避難場所、あ
るいは広域避難場所等を指定しておりますが、そんなところで、特にこの点に
つきますので、四カ所ばかりにしようという、それは、その避難場所の所の周辺に
広域で集まるような市営グラウンドとか、多摩川流域とか、そのような、集ま
れるような所に近い場所というふうなことで、三小におきましては市営グラウンド
がありますし、五小におきましては多摩川という広域避難場所があります。
す。さらには二中においては市営グラウンドが前にあります。公園もあります。
さらには、健康センターについては多摩川というふうなことで、一応、市内全
域を四等分と言いますが、大体地域的に分けまして四カ所をつくったわけです。
で、この中には、医師会の先生方にも四救護所の所へ、それぞれに三々五々

集まっていなくというふうな方法でございます。しかも、その先生方には、地域の
関連もありますけれども、さらには内科とか外科とか、あるいはそのほかのと
いうふうな、むしろ系統別のような先生方の集合をお願いする、というふうなこ
ともありまして、四カ所程度にしようというわけでございます。それで、いまだ少
数をふやせばということでございますが、やはり救護所にございますと、先生方の
集まり具合が大変むずかしいものがあるかと思っておりますので、四カ所程度に
しぼらせていくのと同時に、今度は先ほど申し上げましたように、福生病
院、大聖病院、目白第二病院、このような所にもそういうような施設があり
ますので、受け入れをしていくということがありますので、この周辺の方々につ
いては、そちらの方へも、万が一の場合には医療機関にお願いするというふうな
この考え方で、総体的には救護所の中の医師が、やはりおらないうと完璧には
処理できないということがあります。事実上は七カ所、おかげさまで病院三カ
所ありますので七カ所ばかりを一応考えているというふうなことでござい
ます。それから、備蓄の数量等のPR不足と言いますが、その辺のところをもう
少しというふうなことでございまして、これにつきましては、飲料水につきまし

ては、御存じの通りに、大型貯水槽百立方メートルのものを二基、耐震性のものと五十六年度までにつく、ております。さらに湧水の個所が二カ所ありまして、これを中福生の裏の町会長宅の前所、さらにハタル公園内というよりなことで、二カ所ほど湧水の施設を、一応用意しております。それから、市内の各家庭で井戸をお持ちの家庭にお願いするといふよりなことで、五十六年度中に保健所の、飲料水に適するかどうかということで、百九十三件ばかりの井戸を調査させていただきました。実質的には、大変、これは水質が悪くて、二十八件ばかりが飲料水に適するけれども、それ以外の所につきましては、処理をすれば適するであろうというのが百三十件ばかりあります。この辺の中でも、常時この水は使っているとは限りませんので、その辺はさらに具体的にないかと、なかなか使用できない、いんではないかと、またその井戸がある場所にもよりますので、その辺は大変、もっと数が減るんじゃないかと思っております。このよりなのが、一応飲料水でございます。さらに、この飲料水の確保に、水道事務所の所管しております各浄水場、それに付随する配水池、このよりな所からも、緊急の場合

には、水処理の応急がされるよりな仕組みになっておりますので、その辺のところも利用できるかというよりなことで、飲料水についてはそのよりな考え方を持っております。

さらに食糧につきましては、乾パンを現在一万一千食ばかり保管しております。それからさらに、災害対策用の備品と言いますか、救急用の備品といたしましては、タンクを三十基、毛布を一千百枚、あるいはござを三百枚、これから年々、若干でございますけれども追加して補充して確保していくというよりなことでございます。

それから、備蓄庫については、御案内のとおり消防団の車庫に併設いたしました、すでに三カ所できております。さらに公園の中にもあります。もとの公益質屋の建物の中にも若干保存しております。それからさらに、残りの二個分団の車庫にもやはり備蓄庫を併設するといふよりなことでございます。

以上、これが、備蓄庫が総体的には六個、その中にはまた、防災上のこととは別になろうかと言いますが、道具等におきましては、雨具を現在九十

ばかり保管しておりますし、また、はけ、はし、つるし、じよれん、スコップ、強カライト、このような物を一応、若干でございすけれども保管しております。このような物が、通常、備蓄庫等においている数量でございす。さらには、市民へのPRというよりなことで、解説書みたいなものの発行をどう考えるかというよりなことでございす。これにつきまして、いろいろ市民にわかりやすい、そういうよりなものが必要だということ、今後研究をさせていたいただきたいと思ひます。これについては、また若干私の方でも、大変申しわけございせんが、不勉強なところがあろうかと思ひますので、その辺のところにつきましては勉強させていたいただきたいと思ひます。それから次の、太陽エネルギー灯の設置でございす。これにつきまして先ほど申しましたように、まだ実質的には設置してゐる所は、まだごくわずかのようでございすので、これについてもやはり十分研究をさせていたなければと思ひます。これにつきまして、大変、まだ私どもの方も具体的なもの等も知り得てゐませんので、その辺につきまして十分研究をさせていたなければと思ひます。

さらに救出救護員の養成でございすけれども、これにつきまして御質問のあったようなそういうものをできればと思ひますけれども、なかなかそれに（キ、ましても）消防署の関係の方々からも御指導いただき、さらにその辺のところも合わせて勉強させていたいただきたいと思ひますので、答にならなうかも知れませんが、けれども、よろしくひとつ御理解をいただきたいと思ひます。以上でございす。

○十八番（東田正治君） あうがとうございす。

それでは、これは新しい話と言ひまうか、一応提案でございすので、ぜひ、いろいろ申し上げました。が、検討をしていただきたい。よろしく願ひいたします。

あと、ちょっと申し上げますれば、第二点目の救護所の設置のところ、病院があるじゃないか、という感じで、病院があるからというんですが、いまでも病院は満員なんです。そういう所は、いざという時には使えなうんです。そこら辺を、発想を、先ほどまたから私は、ちょっと御提案の中で、第二問の質問のところ、で申し上げたんですが、発想を転換していただきたい。やはりわれわれ

れが想像を絶する、そういうことになるというわけです。戦場以上の広範
固な災害地域になるというところを、一応想定した上で、いろいろものはせし、
検討を重ねて、いかにしたいと、一応要望申し上げまして終わります。

○議長(末次性男君) 東田正治君の一般質問は終わりました。

○議長(末次性男君) この際、お諮りいたします。

先ほど追加日程といたしました議案第五十三号 福生市議会の議員の昭
和五十七年度六月期期末手当の支給割合を定める条例、議案第五十
四号 福生市の一般職員の昭和五十七年六月期期末手当の支給割合を
定める条例を先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第五十三号
及び議案第五十四号を先議することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 追加日程第一 議案第五十三号 福生市議会の議

員の昭和五十七年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といた
します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十三号 福生市議会の議員の昭和五十七
年六月期期末手当の支給割合を定める条例について説明をさせていただきます。
提案理由といたしましては、お手元にお配りしてある記載のとおりでござい
まして、この条例は二条から成り立っております。

一条といたしましては、福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に関
する条例第五条第二項の規定に基づきまして、その支給割合は別に条例
で定めるところです。

二条といたしまして、その支給率でございますが、支給割合は百分の百六十八
・五といたしておりますものでございます。

附則といたしましては、公布の日から施行させていたただきたいと。

以上、簡単でございますけれども、慎重御審議をいたただきまして、原案ど

おり御決定をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 追加日程第二議案第五十四号 福生市の一般職員
昭和五十七年六月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十四号 福生市の一般職員の昭和五十七年六月期期末手当の支給割合を定める条例について説明を申し上げます。

本案は、ただいま御可決をいただきました議員に対する六月期期末手当の支給割合を定める条例と同趣旨の条例でございます。第一条は別に条例で支給割合を定めようとするものでございます。

第二条につきましては、支給割合を百分の百六十八・五といたそうとするものでございます。

附則といたしましては、公布の日から施行いたしたいと。

簡単でございますけれども、説明にかえさせていただきます。慎重御審議をいたしまして、原案を御決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お詔ういたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君)

御異議なしと認めます。

よって、議案第五十四号は

原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

これより一般質問を行います。八番 山崎繁三郎君。

(八番 山崎繁三郎君登壇)

○八番(山崎繁三郎君)

私に貴重な時間をいただき、先に通告のとおり一般質問をいたします。

最近の経済情勢は内外ともに大変厳しいものがございますことは、周知のとおりでございます。市長は、去る五十五年五月就任以来、一貫して西口駅前再開発を提唱してきました。最近の福生市における商業の実態はますます衰退の一途をたどり、大変深刻な状況にあります。極論すれば、このまま推移すれば、福生市の商業は破滅してしまふのではと懸念

念される。そうした深刻な状況下において、福生市の商業のおかれた立場、これをどう打開し発展させていけるのか。早急に対策を講じなければ、福生市の西口の展望は開けないと思います。いま福生市を取り巻く商圏は、羽村町、秋川市を中心に、着々と商業の進行が進められ、一方、五川駅ビルの十一月オープン、福生市の商業にとってますます前途不安な暗影を投げかけている。

また、諮問機関である計画懇談会の中で、将来の交通システムの構想に、多摩ニュータウン、五川、東村山、羽村、秋川筋を結ぶ九十三キロに及ぶ計画案が発表される等、このままでは福生市にとって最悪の事態となつて、商業はおろか、福生市の前途にも重大な影響を及ぼす結果となると予測をされる中で、一日も早く対策が望まれるところである。

こうした深刻な展望を占うとき、福生市の交通システムの変更、つまり福生市への乗り入れについての積極的な運動の推進は申すに及ばず、商業の町として生きていく福生市の商業対策に、どう対処し発展させていけるのか、これを合わせて、当面する西口商業開発について西口再開発

協議会が発足し、五十五年には開発計画を新都市公社に調査を依頼し、この駅前周辺計画の素案がまとまり、その素案をもとに十分検討され、アンケート調査、また五十六年度には三千二百円内という調査費を計上し、調査を進められていられると思いますが、見聞するところによると、計画具体案が十分区域の住民に説明されず、浸透してないようにも伺う。開発に関する住民の意識、または権利者との話し合いをどのように進めてきたか、その経過をお聞きしたい。

また、福生市商業開発に関する未来の構想等、どう考えておられるのか、これから申し上げる項目について、市長の確固たる考えを御答弁を願います。

第一点、アンケート調査による七二%の方々が開発に賛成という結果を、この調査に反映させたか。去る五十六年七月に行った調査によれば、回答九十一件、七二%。しかしその内容は、吾々が条件で賛成と、大変厳しい。アンケート条件が合えばという大半の回答で、その後、これらの人々の意識調査をどのように行い、計画にどう反映させ、現在の状況はどうなっているのか。

第二点、現在、開発区域内の地主さんが七、八名おると伺っています。この地主さんに対し、計画説明、並に交渉をいにしておるかと思うが、現況はどうなっているのか。賛成なのか、反対なのか。

第三点、開発調査について、期間のめどはどのくらいを開発の頂点と考えて進める考えか。新都市公社に調査を依頼して、いろいろと開発に関する専門的視野に立て、あらゆる角度から検討されていると存じますが、しかし、一つ一難題を解決していくには、よほどの積極策と勇断が必要かと思う。成り行きまかせのただ茫然とした経過を繰り返していると、現況の変化がますます進み、資金にも大変な結果となる。そうした意味から、一定の調査機関を設定して、その是非を問うべきと考えらるかどうか。

第四点、当市が西口開発調査費として新都市公社に委託、五十六年度調査費三千二百円内を出しているが、この資金をどのように調査に生かされ、その用途について具体的に説明を願いたい。

第五点、市長は去る三月定例会において、加藤議員の一般質問に対

し、「西口地盤沈下をそのままにしておくことはできない。五十六年度調査の結果を基盤に、ただキ台として十分説明会を重ね、地元のコンセンサスを具体的に求め、開発法の網をかぶせるのではなく、時期と手法によって、合わせて手法を決定をしたい」と述べておるが、しかうは五十七年において関係地域住民並びに地主等に対してのコンセンサスを得るための諸施策の説明会をどのように実施されるのか。また、関係者に対し、本事業に対する意識の高揚をどのように図る考えか、お尋ねいたします。

次に、高齢者の健康診断について質問いたします。

テレビ等で御承知のとおり、わが国の平均寿命は、戦後大幅に伸びてきております。これは幾多の要因があるが、その中で公衆衛生の向上と医療技術の目覚ましい進歩によるものと思えます。定期的な検診と平素の健康相談等による疾病の早期発見と早期治療は、いわゆる予防医学の発展にも起因しておるものと思えます。

そこで当市で実施しております老人健康相談に対して、次の二点を質問いたします。

第一点として、当市の高齢者の数は、二千七百七十余名と聞いておるが、年一回の定期検診を実施しておるが、何名ぐらいの受診者があるか。一般の声として、年二回以上実施してほしいと言っておるが、考えたことがあるかお尋ねいたします。

第二点目として、社会福祉協議会において、月一回医療相談を実施しておられるが、一回の相談に何名ぐらいの受診者があるか。また、この相談の実施が、一般市民が知らない者が多いようですが、これに対しPRが不足ではないか。今後の対応を考えたことはあるか。反面、受診者の声として、担当医師の先生は、長年にわたり非常に親切に、先生に対し信頼いたしておるが、一部において精神的安心感を持たれるように明確な指導を与えていたかどうかの声がある。このような声を聞いておるか。聞いておるとしたら、対応をどのようにするかお尋ねいたします。

以上、私の第一回の質問といたし、明確な御答弁をお願いいたします。
○議長(末次性男君) それでは、これより二時まで休憩いたします。

午後一時四十八分 休憩